

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、継続して今週前週比が 1.0 を下回るなど減少が継続し、全ての世代で減少傾向を示しています。また、病床使用率も緩やかに減少が続き 3 割を下回るとともに、中等症者数や重症者数も減少傾向にあります。

このような中、本県におけるまん延防止等重点措置が 3 月 21 日をもって解除されることとなりましたが、病床使用率の警戒度レベルがレベル 2 にあることや、新規感染者数の減少のスピードも緩やかであること等を総合的に勘案し、警戒度レベルは引き続き「2（警戒を強化すべきレベル）」とするとともに、当面の間は感染再拡大の防止を徹底する期間として、基本的な感染対策の徹底等を県民・事業者に呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体会員等に対し、別添について周知していただきますようお願いいたします。

加えて、令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡を受け、オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に関する本県の対応を下記のとおりとしましたので、併せて御周知願います。なお、下記取扱は令和 4 (2022) 年 3 月 17 日から適用します。

記

1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

- ・ 同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所が濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
なお、濃厚接触者の特定に当たっては、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージに盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定することがある。
- ・ オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかに行うことをあらかじめ県民等に対して周知する。
- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を

講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする（※1）が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

- ・ 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策求めることとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

(2) 事業所等（(3)及び(4)の施設を除く）で感染者が発生した場合

- ・ 保健所が一律に濃厚接触者の特定や行動制限を求めることはしない。このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。
- ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所による調査や、感染対策の協力要請を実施することがある。
- ・ 上記を踏まえ、県民や事業所等においては、感染者が発生した場合に、以下の点を参考に、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただきたい。
 - 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。

- 事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたものの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策とること。
 - 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。
- ※ 感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触

(3) ハイリスク施設で感染者が発生した場合

- ・ 保健所が濃厚接触者を特定し行動制限を求める。
- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（(1)の※2参照）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・ 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（(1)の※3参照）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。
- ・ 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。
- ・ 早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイリスク施設に周知する。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）で感染者が発生した場合

- ・ 保育所等が「濃厚に接触した者」を特定し、感染者との最終接触日から待機期間の間、リモートワーク等を活用しなるべく外出を避けて、毎日健康観察を行うよう求める。
- ・ 当該「濃厚に接触した者」の待機期間は、(3)の同一世帯以外の事業所等の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱とする。
- ・ 「濃厚に接触した者」となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

2 積極的疫学調査の実施について

重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、保健所による積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設等に重点的に実施する。

3 クラスタ発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合について

クラスター発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合は、上記にかかわらず保健所による積極的疫学調査・濃厚接触者の特定等を行う場合がある。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
 栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
 TEL 028-623-2826 〕